

令和7年度 第6回 千葉県県土整備公共事業評価審議会 審議結果一覧

No	所管課	事業名 路線又は箇所名等	事業概要	評価の 理由	審議結果
1	道路整備課	社会資本整備総合交付金 (街路事業) 野田都市計画道路3・4・20号 今上木野崎線 野田都市計画道路3・5・21号 亀山宿里線 野田都市計画道路3・4・12号 宮崎山崎線	都市計画道路今上木野崎線は、東葛飾北部地域の東西軸となる広域幹線道路であり、同地域の道路ネットワークを強化するとともに、市街地交通の円滑化を目的として、東武アーバンパークラインとの立体交差（アンダーパス）を含むバイパスの整備及び外2線との交差点改良を実施する。 ・総事業費 90億円 ・事業延長 0.7km	②	継続
2	道路整備課	社会資本整備総合交付金 (街路事業) 習志野都市計画道路3・3・3号 藤崎茜浜線	都市計画道路藤崎茜浜線は、習志野市の京成津田沼駅周辺に集中する通過交通の分散や、ボトルネック踏切からの交通の転換による都市交通の円滑化を目的として、ＪＲ総武本線及び京成本線等との立体交差（跨線橋）を含むバイパス整備を実施する。 ・総事業費 150億円 ・事業延長 0.6km	②	継続

- 【評価の理由】
- ① 事前評価：事業の計画段階において、事業着手の必要性や妥当性を評価するもの。
 - ② 再評価：事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業の事業継続の必要性や妥当性を評価するもの。
 - ③ 事後評価：事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事業評価の結果を今後実施する同種事業の計画等に反映させるもの。

○問合せ先

担当課	電話番号	備考
県土整備政策課	043-223-3121	審議会の運営に関すること
道路整備課	043-223-3171	街路事業に関すること

(参考) 千葉県県土整備公共事業評価審議会

- ・設置根拠：千葉県行政組織条例第28条第1項
- ・審議内容：千葉県県土整備部が実施する公共事業の効率化及び、事業着手から完了に至る過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として事業の評価を行う